

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の定数条例

昭和45年11月2日

条例第6号

改正 昭和46年7月9日 条例第2号

昭和47年10月4日 条例第1号

平成18年1月23日 条例第1号

令和2年2月7日 条例第3号

令和3年2月15日 条例第4号

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、管理者の事務部局の常時勤務する一般職の地方公務員（臨時任用の職員を除く。）をいう。

(定数)

第2条 職員の定数は次のとおりとする。

管理者の事務部局の職員 7人

(定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（次項において「定数外」という。）とする。

(1) 臨時的に任用された職員

(2) 休職とされた職員

(3) 結核性疾患により療養休暇を与えられ、かつ、引き続き1年以上欠勤する職員

(4) 育児休業の承認を受けている職員

2 前項第2号から第4号までの職員が復帰した場合において、職員の員数が前条の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、6月を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年7月9日 条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月4日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月7日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月15日条例第4号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。